

盛岡広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年3月4日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 盛岡横手線  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市材木町5番8地先から12番11地先まで	新	m 22.1～22.0	m 101.0
	旧	22.0～22.0	101.0
盛岡市材木町12番11地先から盛岡駅前北通114番54地先まで	新	43.1～22.0	403.8
	旧	47.7～22.0	403.8
盛岡市城西町46番3地先から下厨川字稻荷向6番地先まで	新	55.3～27.6	59.4
	旧	56.5～27.6	59.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 盛岡和賀線  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市城西町48番13地先から下厨川字稻荷向6番地先まで	新	m 57.2～24.5	m 60.0
	旧	57.2～24.5	61.1
盛岡市下太田杉田36番地先から47番1地先まで	新	46.0～26.0	160.0
	旧	36.1～24.9	160.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで

- 3（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 盛岡環状線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡滝沢村滝沢字平蔵沢160番1地先から鶴飼字外山178番4地先まで	新	m 13.2~10.8	m 462.0
	旧	13.2~10.8	462.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 盛岡鶯宿温泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字鶯宿第10地割字夜明沢21番52地先から第6地割字大栗平31番1地先まで	新	m 27.1~7.8	m 795.6
	旧	20.3~10.8	797.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 不動矢巾停車場線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割字中村96番4地先から大字又兵エ新田第7地割字曲戸230番地先まで	新	m 36.2~16.0	m 800.4
	旧	19.0~16.0	800.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 矢巾停車場線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字西徳田第1地割字沼田2番3地先から大字藤沢第1地割字関間135番5地先まで	新	m 35.0~18.0	m 529.0
	旧	37.8~18.0	529.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成23年3月4日から同年4月4日まで